個人番号（マイナンバー）のお届出について

「預貯金者の意思に基づく個人番号の利用による預貯金口座の管理等に関する法律」に基づき、マイナンバーをお届出いただくことにより、災害時又は相続時において、預貯金口座の所在を特定し、その預貯金口座に関する情報等の提供を受けることが可能となります。マイナンバーによる口座管理をご希望される場合は、お手数ですが、お近くの営業店窓口にてお手続きをお願いいたします。なお、マイナンバーのお届出は任意のため、お手続きいただけない場合でもお取引に影響はございません。

※お届出いただいたマイナンバーは、所得税法、生活保護法、預金保険法その他の法令の規定に基づく手続においてお客さまの預貯金口座を特定するために利用されることがあります。

令和７年４月

せいしん
静清信用金庫